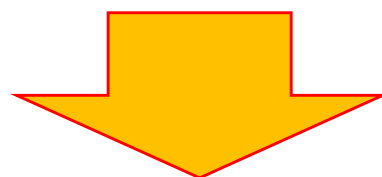


## (2) 今後の取組みの方向性及び財源の確保について

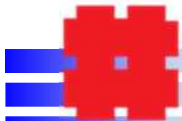
- |             |       |
|-------------|-------|
| ①今後の取組みの方向性 | ・・・18 |
| ②観光振興財源の候補  | ・・・19 |

## 今後の取組みの方向性

観光ビジョンの実現に向け、  
市民の宝である鶺鴒や岐阜城を基軸とした  
「本物志向の観光まちづくり」に継続的に取り組む  
とともに、様々な観光振興策を強化・拡充していく



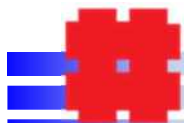
持続的な観光振興に必要な予算を確保し続けるためには、  
従来の財源に頼らない「新たな観光振興財源」を確保する  
必要がある



## ②観光振興財源の候補

# 地方自治体の財源区分

区分	自主財源 (市が自ら徴収するもの)	依存財源 (定められた額を交付されるもの)
一般財源 (使途が特定されない)	・地方税(普通税) (例)市民税、固定資産税	・地方交付税 ・地方譲与税 ・地方特例交付金 など
特定財源 (使途が決まっている)	・地方税(目的税) (例)入湯税、都市計画税 ・分担金、負担金 ・使用料 ・手数料 ・寄附金 など	・国庫支出金 ・地方債



## ②観光振興財源の候補

# 主な特定財源の種類

種類	内容		事例
地方税 (目的税)	法定目的税	地方税法上、地方団体が「課するもの」と規定されている税	・入湯税（消防施設整備、観光振興等） ・事業所税（教育文化施設整備、水路整備等） ・都市計画税（市街地開発、公園整備等）
	法定外目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	・宿泊税（東京都など9自治体で導入） ・乗鞍環境保全税（岐阜県で導入）
分担金 負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		・土地改良事業分担金 ・下水道事業受益者負担金
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの		・観光施設入場料 ・市立体育館使用料
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		・ごみ処理手数料 ・住民票発行手数料
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		・ふるさと納税 ・クラウドファンディング